

11月14日 立法院議員選舉

村民の皆さん来たる十一月の十四日には立法院議員の総選挙が行なわれます。申し上げるまでもなく民主政治の建設は選挙を通して行なわれ、選挙は住民の政治に参与する権利の行使であり民主政治の運命を決するといつても過言ではない重要な意義をもつものである。主権在民の下にある政治を決定するのは勿論住民ではありますが、近代の民主主義の國々では、住民自らが代表を選びこれに政治を委ねるという間接民主主義の方法がとられています。このように民主主義制度の下では選挙こそ政治のよしあしを決定する根本であり、政治は私たちの日常生活に直接つながっております。その政治のよしあしを決する選挙が住民の意思を正しく反映されたものであるか否かによつて私たちの住民の生活に影響するところが極めて大きいのであります。かかる重要な選挙の意義を御承知して戴き正しく明るい選挙が行なわれることを希望いたします。紙面の許す範囲で立法院議員選挙法の早わかりを掲載いたします。

喜手納村選挙管理委員会

△選挙と選挙法

民主主義の建設は選挙を通して行なわれることは、申すまでもないことであります。選挙によつて表現された国民の意思が政治に反映されて、はじめて民主政治が実現するのであります。しかもその選挙は、自由であり、平等であり、公

正でなければなりません。ですから立法院議員選挙法は、選挙が選挙人の自由な意思によつて、公明適正に行なわれることを目的とし、民主政治の健全な発展を期することを目的としてあります。

△選挙権

立法院議員の選挙権を有する者は、「琉球に引続き三箇月以来住所を有する年令満二十年以上の琉球住民であること」。ただし、年令要件または住所要件を備えていても、禁治産者（精神異状者）や准禁治産者（心神耗弱者）の宣告を受けた者や、禁こ以上の刑に処せられてその執行を終らな

けることがなくなるまでの者、あるいは選挙犯罪で処

嘉手納村廣報

人口動態
(9月30日現在)

男	7,087人
女	7,576人
計	14,663人
世帯数	2,989戸

△被選挙権

年令二十五年以上の者で、間効力を有します。補充選挙すること、且つ選挙権のある者、一市町村の区域内に、五年以上本籍を有する者又は引続き三ヶ月以来住所を有する者は、その市町村の区域の属する選挙区において、被選挙権を有します。但し、一市町村が二つ以上の選挙区に分けられている場合は、その選挙区に於ける名簿です。

五年以上本籍を有するか又は引続き三ヶ月以来住所を有しなければなりません。

△不在者投票

1 不在者投票の制度

投票は、選挙の当日投票

△選挙人名簿は、選挙権を有する者が、選挙人名簿に記載されている場合に限り、投票所に行つて投票するのが原則であります。この原則

行使するために、その確認をおしとおすと棄権する者が多くなるので不在者投票

ります。つまり、有権者は制度を例外的な投票方法として認めています。この投票

には、選挙人名簿に先ず登録票は、法律の定める一定の要件がある場合に限って登録されていることを必要と

録要件、即ち一定の期間その間に在籍しなくてはならない。従来この要件は一定の登録期間を要するに過ぎないが、現行法では、その間に住所変更がある場合は、住所変更後引き続き一定の期間（現行法では6ヶ月）に在籍しなければならない。

の市町村内に住所を有して投票の方法が認められていること、及び選挙権を備えたが、いろいろな問題が

多く批判の声が高かったの
で一九六〇年の改正で在宰

選挙人名簿の種類として、投票はできないようになり、毎年七月十五日現在で調整しました。

2 不在者投票の事由
選挙人が次の理由で、選

挙の当日自ら投票所に行つて投票することができない

旨を証明したときは、不在者投票管理者の管理する場

所で不在者投票を行なうことができます。

(イ) 選挙人が、その属する投票区のある市町村の区域外

で職務又は業務に従事する

(ロ) 選挙人がやむを得ない用

をにか
所域所
票区票

票終了後
結果報

務又は事故のために、その
属する投票区のある市町村

の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。ここで

1	12	用務というのは、職務又は業務以外のやむを得ない用
---	----	--------------------------

14日	
15日	事のことをいうのでありまして、例えば親が危篤のな

めに帰省するといった場合をいうとされています。

自民党 国会議員団に—

去る九月十三日から二十日までの七日間、沖縄の各地を視察するため訪問していた本土自由党所属国会議員団の宇野宗佑団長ら四代議員は、十四日午前十時に本村を訪れ、奥間村長や村山議長らと懇談しました。

席上奥間村長や村山議長は、①飛行機による爆音防止について②学校の防音装置及びエアコンデション装置の施設実現方について③一般村民に与える爆音の防止について④村道路による漬地買収費の援助についてなどを要請しました。これに対し宇野団長らは、「皆さんの要望がかなえられよう努力したい」と答えました。

A black and white photograph showing a group of men in suits seated around a long, light-colored table in a formal meeting room. The room has dark walls and a window with blinds in the background. On the table, there are several bottles, possibly of water or soda, and some papers or documents. The men are looking towards the camera or slightly away from it. The overall atmosphere is professional and formal.

爆音防止などを要請する
奥間村長と村山議長（左）

軍用地の侵害物件

民政府が撤去を通知

米民政府は、最近軍用地を侵害する物件が多くなつてゐるとして、政府法務局をおして住民に注意するようよびかけています。

[illegible]

米民政府布令第百十七号は「公道附近の建設工事」について定めていますが、その第一条第一項により、まを建築してはならない。

第五項は、道路の既成水面を突出る電気電話電柱、消火栓、排水施設の公共物その他補助物の設置は、その舗装の両側から

七、五メートル以内には、個人の所有するいかなる性質の建築物又はその他の構造物の建築も許されないものとされています。又第二頁は

内には設置してはならないとされています。

所有するいかなる性質の建築物又はその他の構造物の十一月から変救になる予でしたが、職員の希望に建築も許されない。第三項に従来通りになりました。

テングス病撲滅作戦展開 農家の協力で建経課が

甘藷テングス病が各地で発生して農家の方々に大きな被害を与えています。本村でも兼久原や久得などを中心に発生しており、村建設経済課は「甘藷テングス病一斉防除協議会」を結成するなどその対策にやっとなつております。

建設経済課では、十月二十五日から同三十日までの一週間、いもテングス病一斉防除週間をもちいて全農家の協力を得てテングス病撲滅作戦を展開しました。

その効果が期待されます。農家の大敵であるイモテングス病が沖繩で初めて発見されたのは今から十八年前の一九四七年だといわれています。それ以来各地でめざましく蔓延して著しく農家に被害を与えているように、現在では甘藷の苗を沖繩内で確保するのはほとんど困難であるといえ云われていくらしいです。

一方沖繩の甘藷作は甘藷ブームにおおされて次第に影



テングス病撲滅作戦を展開する建設、経済課員

をふそめつつあり、このようにならざるを得ない。重要視されている甘藷作が減少しつつある事は、現在のような有畜農家が急激に減った一因にもなつておる。したがって自給肥料も乏しく、自然に化学肥料に頼る原因にもなつておる。

△テングス病の特徴
テングス病にかかった甘藷は次の特徴を示します。
①つるの葉がちぢれて小さくなり、つるの伸長がほとんど止まります。
②つるの節間が短くなつて腋芽が伸びだします。
③新葉の多くは上に捲き、品種によつて葉は多少色があせま大が止まります。
④花弁は小さくなつて色艶となりシベは伸びて葉に交差します。

△有効な殺虫剤の種類
農林局が行なった薬剤による殺虫実験により、次のことがわかつています。

△病株の早期採取
甘藷は発病と同時に根の伸びが速くなつて塊根も太らなくなり、葉が枯れて病株の採取は思い切つて早目に行なうようにします。また小さな苗を残さないように完全に掘取るこ

とが大切です。発病が多い畑での病株の採取は、まず虫を殺してからにします。採取を先にしますと病株吸汁中の虫は飛散し周囲の健全株がウイルスに感染してしまいます。

なお、病株の採取は常時早目に行なうのが理想的で、どこかの畑にいつまでも病株が温存されている状態では、伝染の源を絶つことはできません。

したがって殺虫剤散布と同様に、いもテングス病の撲滅に必要となる殺虫剤の散布も、決めて一斉に採取を実施することがよいとされています。

△採取した株の処分
虫は植物が枯れるとその植物を吸い取らず、発病の茎葉に産みつけられたクロマダラコバエの卵も植物が乾燥することによつてフ化ができません。したがっていもテングス病は、堆肥にしたり、家畜の飼料にすることが最も望ましいです。なお、葉は一度雨が降れば、葉は洗い流されますから飼料に使うことができます。

ことは、いろいろな場合には大へん便利である訳です。住民登録本来の効用は戸籍その他の諸公簿だけでは証明できない住所、現住している期間、その市町村の住民であるかどうか、世帯の構成など、現実の居住関係にもとづく諸事実を住民票によって簡単に証明することができるといふ点なのです。また住民登録によつてどのような行政効果が期待できるかと申しますと、①選挙人名簿の正確で簡易な調整が可能となる②学令簿の正確で簡易な調整が可能となる③村民税など地方税の賦課徴収の適正化を図ることができ④予防接種に関する記録の正確で簡易な調整が可能となる⑤住民資格の証明、住所の証明、印鑑証明などの認定が正確で簡易に得られる⑥その他各種法令の執行上、住民資格、住所資格などの認定が正確で簡易に行なわれる。

⑦郵便配達計画の改善
⑧治安対策の基礎資料が提供される⑨教育、就職、権利保護、社会福祉対策その他各種行政面に役立つ基礎資料が得られるわけですから、住民登録制度を育てて行く上には是非とも住民各自の届出の励行が堅く守られなければいけません。

①転入届②転居届③変更届④琉球外移届
転入届は他の市町村から新しく移ってきた人が住所を定めた日から十四日以内に新住所の市町村役所へ届出るものです。この届出書には①氏名②生年月日③男女の別④世帯主についてその別⑤世帯主でない者について世帯主との続柄⑥住所については世帯主と本籍の明らかなる者及び本籍の明らかなる者でない者についてはその旨⑦住所を定めた年月日⑧一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所変更した者については従前の住所等を記入します。

転居届は一つの市町村の区域内で変更した者について

まだの方は早めに 生活の利益を図る住民登録

住民登録法が施行されてから五年余になりますが、残念なことには村民の中にはまだ住民登録をなさっていない方がかなりおられるようです。この月今月には住民登録法についてお知らせすることにしました。

先ずこの法の目的について申し上げますと、市町村の住民を登録することによつて住民の居住関係を明らかにする資料にすることと、居住関係を明らかにすることによつて住民の日常生活の利益を図るとともに、各種行政事務の適正簡易を図ることを主目的とし

ています。次に住民登録することによつて村民の皆さんにどのような利益があるかと申し上げますと、これまでと諸証明を必要とする場合はほとんど戸籍簿または抄本を用いたのですが、今日では住民票で戸籍の代用としての効用が充分達成できます。例えば本籍と住所が必ずしも一致するものではありません。個人にとつても遠隔の市町村から戸籍の謄本や抄本を取りよせるかわりに村役所で簡易に住民票の謄抄本の交付を受けることができるという

域内で変更した者については新住所を定めた日から十四日以内に市町村役所に届出ます。この場合は届出に、新住所のほか、従前の住所及び新住所を定めた年月日を記載しなければいけません。

変更届は住民票に記載した事項に変更を生じたとき、その日から十四日以内に届出るものです。例へば世帯主が変わった場合とか、一つの世帯から二つの世帯に分かれた場合とかであります。最後に琉球外移届の場合、琉球外に移住する目的で住所を去る者についてこの届出をするものです。

届書には移住先も記載することになっております。

以上住民登録について申し上げましたが、このような住民登録は重要で大切なことでありますので全村民が登録するようにしましょう。

11区近く特掃地域に

生活環境の美化で

本村では、一九五七年の十二月に二区の一部から十一区の一部までの地域を特別清掃地域として政府の指定を受けておりますが、更に水産地域を特掃地域として指定してもらつたため、政府に申請しました。

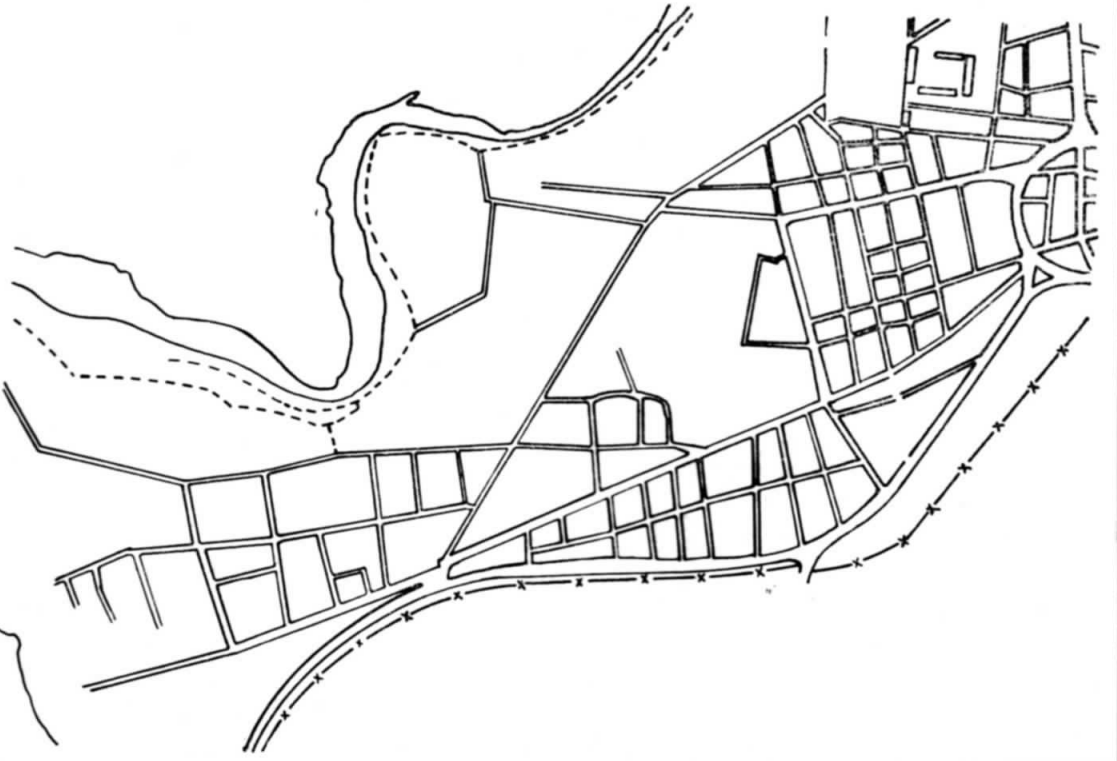
これは同地域が住民居住地として密集し、最近では米人貸住宅もつきつき出来たため、特に環境衛生面の強化が住民から要求されたことによるものです。特別清掃地域に指定されますと、特に家畜舎などが問題となりますが、同地域にある十六件は少々の経費を投入すれば清掃法にかなつたものになるとは見ています。なお同地域を特掃地域とする基準は、左のとおりと指定することになります。

（一）人家との直線距離は、二十メートル以上を有する（二）飲料水供給施設と汚染するおそれのある位置をさけること（三）構造及び管理は、次のとおりとする（四）壁、床等は、セメント等の耐水材料を用いること（五）蚊、ねずみ等が侵入しないよう施設と（六）排水溝は、セメント等の耐水材料を用い汚水が溢流しないよう常に留意し、汲出口は密閉すること

とができる蓋を設けること（七）汚物溜に通ずる溝は、耐水材料を用い暗渠とすること（八）家畜舎は、水洗にして常に清潔を保つこと（九）家畜舎においては、糞尿を得る目的で草、藁、塵等を入れてはならない。となつております。

なお本村の清掃条例では特別清掃地域内において家畜舎や家畜舎、堆肥舎を設けようとする者は、その工事に着手する五日前までに村長に届け出なければならぬなどの規則があります。

水産原一万坪を埋立
護岸工事など近く完成
さる三月から崎浜組（代表者崎浜秀善氏）が施行しております本村水産原の埋立て工事は、現在急ピッチ



で進められております。この工事は、公有水面四千七百九十八坪と個人所有地三千七百七十五坪で、宅地造成を目的として着工されたものです。本村では現在、宅地として活用出来るところは、山手までほとんど住家や密集しておりますのでこのような状態をなんとか緩和して、少しでも村の面積を広げて多くの人が生活の基礎を築いていただくためには、やはり海岸線を埋立てする以外に方法はないという観点から、土地所有者の協力を得て実現の運びになったものです。

なお、この工事は護岸が日本府援助、個人所有地は所有者負担、公有水面は村の負担で行なわれたものであります。

日琉郵便為替について
日本本土への郵便為替の取扱いは年々増大していますが、普通為替の払戻しに約三週間も要している現状から、郵政庁ではかねてから為替送達迅速化をはかるため、本土郵政省と協議をすすめてまいりましたが、このほど交渉がまとまり、九月一日から新しい送金方法による取扱いが実施されました。これにより、本土への普通為替の送金がこれまでにくらべて、ずっと早くなり普通郵便扱いで約一週間、航空郵便扱いで三日から五日程度で受取人に届くようになりました。

そのほか、普通為替または電信為替による送金と同時に送金目的などの通信文を受取人にお伝えする取扱もできるようになり、大変便利になりました。

日本本土への送金は、この便利な制度をご利用くださるようお願いいたします。なお、くわしいことはより郵便局でお尋ねください。（郵政庁の依頼）